

事務連絡  
令和元年7月24日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び  
中核市 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ご担当者様

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」、「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」及び「介護職機能分化等推進事業」の追加協議について（依頼）

日頃より、厚生労働行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成31年3月4日付事務連絡において、「平成31年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活保護適正化等事業分を除く）の国庫負担（補助）協議について（依頼）」を送付していますが、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」、「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」及び「介護職機能分化等推進事業」については、下記のとおり追加協議を行いますので、積極的な事業実施のご検討をお願いいたします。

## 記

### 1 今回の追加協議対象事業

- (1) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業
- (2) 社会福祉法人会計監査人設置モデル事業
- (3) 介護職機能分化等推進事業

### 2 提出書類

平成31年3月4日付事務連絡「平成31年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活保護適正化等事業分を除く）の国庫負担（補助）協議について（依頼）」における以下の様式。

- (1) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 社福－1－1～2
- (2) 社会福祉法人会計監査人設置モデル事業 社福－2－1～2
- (3) 介護職機能分化等推進事業 社福－3－1～4

### 3 提出先

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課予算係

※下記のアドレスに電子媒体で送付して下さい。

[syahuku-chousa@mhlw.go.jp](mailto:syahuku-chousa@mhlw.go.jp)

### 4 提出期限

令和元年8月7日（水）

### 5 その他

今回の依頼は、今後予定している生活困窮者自立支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金全体の追加協議から先行して依頼させていただいており、ご提出いただいた各様式を確認後、内々示まで先行して行う予定です。

追加内示及び追加分の交付申請等の手続きについては、地域福祉課依頼の追加協議のスケジュールと併せて行うこととしますのでご承知おきください。

#### <照会先>

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

電話番号：03-5253-1111（代表）

○小規模法人のネットワーク化による協働推進事業（予算係：内線2864）

○社会福祉法人会計監査人設置モデル事業（法人経営指導係：内線2871）

○介護職機能分化等推進事業（マンパワー企画係：内線2849）

(参考)

## ○小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

### (1) 実施主体

- ・ 都道府県又は市（特別区を含む。）（直接補助）
- ・ 都道府県又は市（特別区を含む。）が適当と認めた団体（間接補助）

### (2) 事業内容

実施要綱に基づき、地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組、参画法人の事務処理部門の集約・共同化を推進する。

#### 【協働事業の例】

- ア 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置
- イ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業
- ウ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援
- エ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- オ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- カ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援
- キ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- ク 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- ケ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- コ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- サ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

#### 【福祉・介護人材の確保・定着のための取組の例】

- ア 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
- イ 人事交流の推進
- ウ 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
- エ 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言

オ 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組等

※ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組の実施が可能。

### (3) 補助金交付の流れ

補助金の交付の流れについては、以下のとおりとする。

#### 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

事業内容	補助額	交付の流れ
ア 法人間連携プラットフォームの設置 イ 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ ウ 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進 エ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進 オ その他必要な取組	定額補助 (1のプラットフォームあたり400万円。なお、エの取組を実施する場合は、1PFにつき1回に限り320万円を加算)	

### (4) 対象経費

報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、助成金

### (5) 補助率

定額補助

### (6) 国庫補助基準額等

1の法人間連携プラットフォーム当たり 4,000 千円以内とするとともに、次表に掲げる実施主体区分ごとに、それぞれ掲げる箇所数（間接補助により行う場合を含む。）を基本とすること。

また、参画法人の事務処理部門の集約・共同化を推進する場合には、その立ち上げに際して、1プラットフォームにつき1回に限り、3,200 千円以内を加算できるものであること。

実施主体区分	プラットフォームの箇所数
都道府県	5箇所程度
指定都市	3箇所程度
中核市	2箇所程度
一般市（特別区を含む。）	1箇所程度

## ○社会福祉法人会計監査人設置モデル事業

### (1) 実施主体

社会福祉法人（間接補助）

### (2) 事業内容

平成29年4月からの社会福祉法人制度改革の施行により、収益・負債規模が一定以上の法人に対して会計監査人の設置が義務付けられることとなるが、会計監査人の設置が義務付けられていない法人に対し、会計監査人をモデル的に設置することにより、会計監査人の導入による効果等の検証を行う。

### (3) 補助金交付の流れ

補助金の交付の流れについては、以下のとおりとする。

#### 社会福祉法人会計監査人設置モデル事業

事業内容	補助額	交付の流れ
会計監査人の設置による効果の検証等に関するモデル的な取組の実施	定額補助 (200万円× 50箇所程度)	<pre> graph LR     A[国] --&gt; B[都道府県 指定都市 中核市]     B -- 間接補助 --&gt; C[社会福祉法人]             </pre>

### (4) 対象経費

報酬、報償費、旅費、委託料

### (5) 補助率

定額補助

### (6) 補助基準額

平成30年度決算（見込み）において、法令上、会計監査人の設置義務対象とならない社会福祉法人のうち、収益又は負債の規模が以下に該当する法人に対して、都道府県、指定都市、中核市を通じて、以下のとおり補助を行う。

収益又は負債規模	国庫補助基準額
収益 10 億円超 20 億円程度以下	1 法人あたり上限 2,000 千円以内
又は負債 20 億円超 40 億円程度以下	(50 箇所程度)

なお、採択に当たっては、収益10億円又は負債20億円に近い法人を優先する。

加えて、平成29年度及び30年度に本事業の補助を行った法人については対象としない。

## ○介護職機能分化等推進事業

### (1) 実施主体

- ・ 都道府県、指定都市、中核市（直接補助）
- ・ 都道府県等が適当と認めた団体（間接補助）

### (2) 事業内容

実施要綱に基づき、介護助手等多様な人材の参入を促し、機能分化による介護の提供体制や、地域の事業者間・多職種連携による介護業務効率化等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国展開を図る。

事業実施に当たっては、当省老健局において作成した「生産性向上ガイドライン」に記載されている内容を踏まえること。

(介護分野における生産性向上ガイドラインは以下の URL を参照のこと。)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00013.html)

### (3) 対象経費

報酬、給料（事業実施に必要なものに限る）、職員手当等（事業実施に必要なものに限る）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、備品購入費、助成金

### (4) 補助率

定額補助

### (5) 国庫補助基準額等

本事業の国庫補助基準額は、事業に取り組む介護事業所の数に応じた次表に掲げる区分によるものとする。

区分	国庫補助基準額
6 事業所以上	30,000 千円以内
3～5 事業所	20,000 千円以内
2 事業所	10,000 千円以内

### (6) 留意点

#### ア 他の業務を兼務する場合について

介護助手等当該事業に要する人件費については、適正に執行する必要があることから、当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業との従事状況（勤務時間数等）を区分すること。また、その従事状況を踏まえて適切に按分

して協議すること。

イ その他の留意事項

当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。

なお、当該事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から、補助対象外となるため留意すること。